

(仮訳)

ロシア連邦政府決定

2022年3月17日付 第390号

ロシア連邦政府の若干の文書の変更および失効認定について

ロシア連邦政府は下記を決定する。

1. ロシア連邦政府の文書に対してここに添付する変更事項を加えることを承認する。
2. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第302号「ロシア連邦に対する経済的性格の制限措置の導入を決定した外国国家の領土から以前にロシア連邦内に搬入されていた医療用品のロシア連邦領外への搬出の暫定的禁止措置の導入について」（公式法令ポータルサイト〔www.pravo.gov.ru〕、2022年3月8日、No.0001202203080002）を失効したものとみなす。
3. 本決定はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年3月17日付

ロシア連邦政府決定第390号により

承認

ロシア連邦政府の文書に対する変更事項

1. 2022年3月9日付ロシア連邦政府決定第311号「2022年3月8日付けロシア連邦大統領令第100号の実施にかかわる措置について」（公式法令ポータルサイト〔www.pravo.gov.ru〕、2022年3月10日、No.0001202203100034）において：

a) 第2項：

第2段落を以下の内容に変更する：

「ロシア連邦で産出される商品であって、書式CT-1の産地証明もしくはそのような証明書を発行する権限を有する機関が作成したロシア産であることを証明する旨のその他の文書、またはロシア連邦産業貿易省が所定の手続きにしたがって発行した、工業製品のロシア連邦における製造を証明する文書を付帯するもの」；

第10段落を以下の内容に変更する：

「ユーラシア経済連合加盟国である他の国家で産出された商品であって、当該国においてユーラシア経済連合関税領域からの搬出を想定する通関手続きに付されたもの」；

第12段落のあとに以下の内容の複数の段落を追加する：

「ロシア連邦に所在する経済特区、特別経済区、およびこれらに準じる領域において、自由関税区通関手続きに付された外国の商品を使用して生産（製造、生成）された商品；

ロシア連邦に所在する自由倉庫において、自由倉庫通関手続きに付された商品を使用して生産（製造、生成）された商品；

国家原子力コーポレーション「ロスアトム」および国家原子力コーポレーション「ロスアトム」の下部組織、それらの子会社およびそれらと同じグループに属する法人、国家原子力コーポレーション「ロスアトム」による財産所有権行使の対象である連邦単一企業、これらの管理下にある事業体、ならびに上述の者すべてにとってのあらゆるレベルのサブサプライヤー（サブコントラクター）であって国家原子力コーポレーション「ロスアトム」が承認した一覧に含まれる者が搬出する商品；

ロシア連邦が排他的管轄権を有する海洋・内水用船舶、水上施設および設備の活動を保障するためにロシア連邦から搬出される商品；

糧食としてロシア連邦から搬出される商品；

貨物の取扱い、保護、国際輸送手段の保守整備または操業を目的としてロシア連邦領内から一時的に搬出される予備部品および特殊機器；

以下のいずれかの場合に、ロシア連邦の領土を経由して第三国に向かう国際航空中継輸送の一環として搬出される商品：

航空機が、ロシア連邦の国際空港に途中着陸し、本決定第1項による暫定的禁止の対象である商品を荷下ろしすることなく、途中着陸後ロシア連邦領外へ向かう；

航空機が、ロシア連邦の国際空港に途中着陸し、本決定第1項による暫定的禁止の対象である商品の、ロシア連邦領外へ向かう他の航空機への積み替えを1度行う（それらを保税運送に関わる手続きに付さな

い)、ただしそれら商品が税関管理下にあり、ロシア連邦国境検問所を離れないことを条件とする；

一時的搬入（エントリー）のための通関手続きを完遂させるために再輸出通関手続きに付されるか、または一時的搬出のための通関手続きに付されるリターンブル容器（木製、金属製、ガラス製、プラスチック製、専用かそうでないかは問わない）；

ロシア連邦から搬出される商品であって、以前にATAカルネの適用を受けてロシア連邦に搬入されていたもの；

ATAカルネの適用を受けている場合を含め、ロシアのマスメディア、ロシアのスポーツチーム、およびロシアの対外通商活動参加者であって外国の見本市への出展を行おうとする者によって、一時的搬出のための通関手続きに付される機器；」；

b) 第2項に以下の内容の第2¹項を追加する：

「2¹. 連邦行政機関がロシア連邦産業貿易省およびロシア連邦経済発展省との間の合意のもとで行う提案にもとづくロシア連邦政府の決定がある場合、本決定の附属書が定めた一覧に含まれる特定の商品につき、これを搬出することに対する一時的な許可を与えることができる。

連邦税関庁は、毎月、報告対象月の翌月の15日までに、本項第1段落にもとづいて搬出される商品につきそれらが実際にロシア連邦領外に搬出された分およびロシア連邦内に再搬入された分に関する情報をロシア連邦産業貿易省に対して送付する。」；

c) 当該決定の附属書において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3006 10、3006 40 000 0、3006 70 000 0で示されているアイテムを以下のアイテムに置き換える：

「2520 10 000 0 石膏； 無水石膏

2520 20 000 0 プラスター

3006 10 外科用滅菌カットガット、これに類する滅菌縫合材（外科用または歯科用の滅菌吸収性糸を含む）および切開創縫合用の接着剤； 滅菌ラミナリアおよび滅菌ラミナリア栓； 外科用または歯科用の吸収性止血材； 外科用または歯科用の滅菌癒着防止材であって、吸収性があるかないかを問わないもの

3006 40 000 0 歯科用セメントおよびその他の歯科用充てん材料； 接骨用セメント

3006 70 000 0 ゲル製剤であって、外科手術もしくは診療の際の身体の潤滑剤として、または身体と医療機器とを密着させる薬品として、医学または獣医学において使用に供するためのもの

3006 91 000 0 瘦造設術用と認められる調製品

3208 20 100 0 ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類第32類の注4の溶液であって、アクリル重合体またはビニル重合体をもととしたもの

3208 90 910 9 その他のペイントおよびワニス（エナメルおよびラッカーを含む）であって、合成重合体をもとし、水以外の媒体に分散させまたは溶解させたもの

3407 00 000 0 児童用のものを含むモデリングペースト； 歯科用のワックス、または歯科モデリング用調製品であって、セットにし、小売用の包装にし、または板状、馬蹄状、棒状またはこれらに類する形状にしたもの； 石膏（焼いた石膏または硫酸カルシウム）をもととしたその他の歯科用の調製品

- 3701 10 000 0 写真用プレートおよび平面状写真用フィルムであって、感光性で、露光しておらず、紙、板紙または紡織用繊維以外の任意の材料でできており、さらにエックス線用であるもの
- 3702 10 000 0 ロール状写真用フィルムであって、感光性で、露光しておらず、紙、板紙または紡織用繊維以外の任意の材料でできており、さらにエックス線用であるもの
- 3808 94 消毒剤」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3815 19 900 0で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「3815 19 900 0 担体付きのその他の触媒」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3815 19 900 0で示されているアイテムのあとに以下の複数のアイテムを追加する：

- 「3821 00 000 0 調製培養剤であって、微生物（ウイルスおよびこれに類するものを含む）用または植物、人もしくは動物の細胞用のもの
- 3822 診断用または理化学用の試薬であって支持体を使用しているもの、および診断用または理化学用の調製試薬であって支持体を使用してあるかないか、キットにしてあるかないかを問わないもの。ただし、アイテム3006の商品をのぞく； 認証標準物質
- 3926 90 920 0 その他のプラスチック製品、およびアイテム3901から3914までのその他の材料から成る製品であって、板状の材料から製造されているもの
- 3926 90 970 1 医療用フィルターエレメント（血液透析膜を含む）
- 3926 90 970 6 その他のプラスチック製品、およびアイテム3901から3914までのその他の材料から成る製品であって、工業用であり、民間航空機に用いるもの、その他のもの
- 4014 衛生用または製薬用の製品（乳首を含む）であって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、硬質ゴム製の取付具を有するか有しないかを問わないもの
- 4015 12 000 手袋、ミトンおよびミットであって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、医療用、外科用、歯科用または獣医学用のもの
- 4015 19 000 0 衣類および衣類付属品であって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、用途を問わないもの
- 4016 93 000 5 ガasket、ワッシャーおよびその他のシールであって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、その他のもの
- 4016 95 000 0 膨らませることができる製品であって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、その他のもの
- 4016 99 970 1 インスリンバイアル用ゴム栓
- 4016 99 970 8 その他の製品であって、硬質ゴムをのぞく加硫したゴム製であり、その他のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード4416 000 000 0で示されているアイテムを削除する；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード4416 000 000 0で示されているアイテムのあとに以下のアイテムを追加する：

- 「4818 90 100 0 外科用、医療用または衛生用の製品であって、小売向けに一定量ごとに裁断されておらず、製紙用パルプ製、紙製、セルロースウォッディング製またはセルロース繊維ウェブ製のもの
- 6115 10 100 1 静脈瘤症用のパンティストッキングであって、合成繊維製で、構成する単糸の直線密度が67デシテックス以上のもの
- 6115 10 100 2 静脈瘤症用のニーソックスであって、合成繊維製で、構成する単糸の直線密度が67デシテックス以上のもの
- 6115 10 100 9 その他の段階式圧縮靴下（たとえば、静脈瘤症用のストッキング）であって、合成繊維製のもの
- 6115 10 900 0 その他の段階式圧縮靴下（たとえば、静脈瘤症用のストッキング）
- 6115 21 000 0 その他のパンティストッキングであって、合成繊維製で、構成する単糸の直線密度が67デシテックス未満のもの
- 6117 80 100 1 上肢リンパ管静脈不全症用のスリーブであって、機械メリヤス編みまたは手編みで、弾性またはゴム入りのもの
- 6117 80 100 9 その他の衣類付属品であって、機械メリヤス編みまたは手編みで、弾性のものまたはゴム引きのもの
- 6210 10 920 0 外科手術の際に患者および医療従事者が使用する使い捨てガウンであって、アイテム5603の材料でできているもの
- 6307 90 920 0 使い捨てのシーツまたはクロスであって、アイテム5603の材料から製造され、外科手術の際に使用するもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード6804 22で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

- 「6804 22 その他のミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールおよびこれらに類する商品であって、その他の凝結させた研磨材料製のものまたは陶磁製のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード6804 22で示されているアイテムのあとに以下の複数のアイテムを追加する：

- 「7010 10 000 0 ガラス製アンプル
- 7010 90 210 0 びん、フラスコ、ジャー、つぼおよびその他のガラス製の容器であって、商品の輸送または包装に使用するもので、さらにガラス管から製造されたもの
- 7010 90 710 0 びん、フラスコ、ジャー、つぼおよびその他のガラス製の容器であって、医薬品用であり、さらに定格内容積が0.0550を超えるもの
- 7010 90 790 0 びん、フラスコ、ジャー、つぼおよびその他のガラス製の容器であって、医薬品用であり、さらに定格内容積が0.0550以下のもの
- 7010 90 910 9 その他のびん、フラスコ、ジャー、つぼおよびその他のガラス製の容器であって、商品の輸送または包装に使用し、定格内容積が2.50未満であり、その他の製品を入れるためのものであって、さらに無色のガラスでできているもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7304 23 000および7310 10 000 0で示されているアイテムを削除する；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8549で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「8549 電気電子機器のくず」；
 (8549 21 000 0
 および
 8549 29 000 0
 をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8609 00で示されているアイテムを削除する；

2. 2022年3月9日付ロシア連邦政府決定第312号「特定の商品のロシア連邦領外への搬出に対する暫定的な許可手続きの導入について」（公式法令ポータルサイト〔www.pravo.gov.ru〕、2022年3月10日、No.0001202203100025）において：

a) 第1項：

「アブハジア共和国および南オセチア共和国」という文言を削除する；

「ならびに附属書5の一覧に示す特定の種類の理化学用、採掘用、地質探鉱用、物理探査用の機器およびその部分品」という文言を「、附属書5の一覧に示す特定の種類の理化学用、採掘用、探鉱用、物理探査用の機器およびその部分品、ならびに附属書6の一覧に示す特定の種類の医療用品」という文言に置き換える；

b) 第2項：

第2段落を以下の内容に変更する：

「ロシア連邦で産出される商品であって、書式CT-1の産地証明もしくはそのような証明書を発行する権限を有する機関が作成したロシア産であることを証明する旨のその他の文書、またはロシア連邦産業貿易省が所定の手続きにしたがって発行した、工業製品のロシア連邦における製造を証明する文書を付帯するもの；」；

第7段落を以下の内容に変更する：

「ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、アブハジア共和国、南オセチア共和国に向けて搬出される商品（産地を問わず）；」；

第7段落のあとに以下の段落を追加する：

「連合国家の枠内でベラルーシ共和国向けにロシア連邦領内から搬出される商品；」

第9段落のあとに以下の複数の段落を追加する：

「ロシア連邦に所在する経済特区、特別経済区、およびこれらに準じる領域において、自由関税区通関手続きに付された外国の商品を使用して生産（製造、生成）された商品；

ロシア連邦に所在する自由倉庫において、自由倉庫通関手続きに付された商品を使用して生産（製造、生成）された商品；

国家原子力コーポレーション「ロスアトム」および国家原子力コーポレーション「ロスアトム」の下部組織、それらの子会社およびそれらと同じグループに属する法人、国家原子力コーポレーション「ロスアトム」による財産所有権行使の対象である連邦単一企業、これらの管理下にある事業体、ならびに上述の者すべてにとってのあらゆるレベルのサブサプライヤー（サブコントラクター）であって国家原子力コーポレーション「ロスアトム」が承認した一覧に含まれる者が搬出する商品；

ロシア連邦が専属管轄権を有する海洋・内水用船舶、水上施設および設備の活動を保障するためにロシア連邦から搬出される商品；

糧食としてロシア連邦から搬出される商品；

貨物の取扱い、保護、国際輸送手段の保守整備または運行を目的としてロシア連邦から一時的に搬出される予備部品および特殊機器

一時的搬入（エントリー）のための通関手続きを完遂させるために再輸出通関手続きに付されるか、または一時的搬出のための通関手続きに付されるリターナブル容器（木製、金属製、ガラス製、プラスチック製、専用のものまたはその他のもの）；

ユーラシア経済連合加盟国のマスメディア、ユーラシア経済連合加盟国のスポーツチーム、およびロシアの対外通商活動参加者であって外国の見本市への出展を行おうとする者によって移動される機器；」；

c) 第3項に以下の段落を追加する：

「本決定附属書6に含まれる商品の搬出に対する許可手続きは、連邦保健監督局が搬出許可書を発行することによってこれを執行する。」；

d) 以下の内容の第4¹項を追加する：

「4¹. 連邦税関庁、ロシア連邦内務省、ロシア連邦保安庁国境警備局、ロシア連邦国家親衛隊は、その権限の範囲において、本決定第1項および第2項の規定の履行が監督されるよう保障する。」；

e) 当該決定附属書1において、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード4416 00 000 0、7309 00、7310 10 000 0で示されているアイテムを削除する；

f) 当該決定附属書3において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3815 19 900 0で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「3815 19 900 0 担体付きのその他の触媒」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード6804 22で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「6804 22 その他のミルストーン、グラインドストーン、グライディングホイールおよびこれらに類する商品であって、その他の凝結させた研磨材料製のものまたは陶磁製のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード6804 22で示されているアイテムのあとに以下のアイテムを追加する：

「7309 00 鉄鋼製の貯蔵タンクおよびこれに類する容器であって、任意の物質（圧縮ガスおよび液化ガスをのぞく）用であり、内容積が300リットルを超えていて、内張りしてあるかないかまたは断熱してあるかないかを問わないもの。ただし、機械装置または加熱用もしくは冷却用の装置を有するものをのぞく」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8474で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「8474 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機および捏和機であって、固体状（粉状またはペースト状を含む）の土壌、石、鉱石またはその他の鉱物性物質に用いるもの；凝結機、成形機または鋳造機であって、固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターまたはその他の粉状もしくはペースト状の鉱物性商品に用いるもの；鋳物用砂型の造型機」；

8474 39 000
をのぞく)

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8609 00で示されているアイテムを削除する；

g) 当該決定附属書5において：

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード3006 10、3006 40 000 0、3006 70 000 0で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「3006 10 外科用滅菌カットガット、これに類する滅菌縫合材（外科用または歯科用の滅菌吸収性糸を含む）および切開創縫合用の接着剤； 滅菌ラミナリアおよび滅菌ラミナリア栓； 外科用または歯科用の吸収性止血材； 外科用または歯科用の滅菌癒着防止材であって、吸収性があるかないかを問わないもの

3006 40 000 0 歯科用セメントおよびその他の歯科用充てん材料； 接骨用セメント

3006 70 000 0 ゲル製剤であって、外科手術もしくは診療の際の身体の潤滑剤として、または身体と医療機器とを密着させる薬品として、医学または獣医学における使用に供するためのもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7304 23 000で示されているアイテムを削除する；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8205 59、8207 19で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「8205 59 その他の手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む）

8207 19 削岩用または土壌せん孔用のその他の工具であって、その部分品を含むもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8405 10 000、8412 29、8419 40 000、8421 21 000、8421 22 000 0、8421 29 000、8430 10 000 0、8430 31 000 0、8430 39 000 0、8430 41 000、8430 49 000、8431、8474 10 000、8474 20 000、8474 31 000、8474 32 000 0、8474 39 000、8481 80で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「8405 10 000 ガス発生機または水性ガス発生機であって、清浄機を有するか有しないかを問わないもの； アセチレンガス発生機およびこれに類するガス発生機であって、清浄機を有するか有しないかを問わないもの

8412 29 原動機および液体原動機であって、その他のもの

8419 40 000 蒸留用または精留用の機器

8421 21 000 水のろ過用または清浄用の機器

8421 22 000 0 水をのぞく飲料のろ過用または清浄用の機器

8421 29 000 液体のろ過用または清浄用のその他の機器

8430 10 000 0 くい打ち機およびくい抜き機

8430 31 000 0 コールカッターまたは削岩機、およびトンネル掘削機であって、自走式のもの

8430 39 000 0 コールカッターまたは削岩機、およびトンネル掘削機であって、その他のもの

8430 41 000 その他のせん孔用または掘削用の機械であって、自走式のもの

8430 49 000 その他のせん孔用または掘削用の機械であって、その他のもの

8431 アイテム8425から8430までの機械にもつばら、または主として使用する部分品

8474 10 000 選別機、ふるい分け機、分離機または洗浄機

8474 20 000 破碎機または粉碎機

8474 31 000 コンクリートまたはモルタルの混合機

8474 32 000 0 鉱物性物質とビチューメンとの混合機

8474 39 000 混合機または捏和機であって、その他のもの

8481 80 コックおよび弁であって、その他のもの」；

ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード8526 91、8536 50、8549、9005 10、9005 80、9006 40、9006 53、9006 59 000、9011 10、9011 20、9011 80 000 0、9012 10、9015、9022 13 000 0、9022 14 000 0、9022 19 000 0、9022 21 000 0、9022 29 000 0、9022 30 000 0、9022 90 000 0、9026 10、9027 10、9027 20 000 0、9027 30 000 0、9027 50 000 0、9027 81 000 0、9027 89 000、9030 10 000 0で示されているアイテムを以下の内容に変更する：

「8526 91	航行用無線機器
8536 50	その他のスイッチ
8549 (8549 21 000 0、 8549 29 000 0 をのぞく)	電気電子機器のくず
9005 10 000 0	双眼鏡
9005 80 000 0	その他の機器
9006 40 000 0	インスタントプリントカメラ
9006 53	幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用する写真機
9006 59 000	その他の写真機
9011 10	双眼実体顕微鏡
9011 20	その他の顕微鏡であって、顕微鏡写真用、顕微鏡映画用または顕微鏡投影用のもの
9011 80 000 0	その他の顕微鏡
9012 10	光学顕微鏡をのぞく顕微鏡； 回析機器
9015	土地測量（写真測量を含む）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用または地球物理学用の機器であって、羅針盤以外のもの； 測距儀
9022 13 000 0	エックス線を使用するその他の機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含み、歯科における使用に供するもの
9022 14 000 0	エックス線を使用するその他の機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含み、医療用、外科用または獣医用としての使用に供するもの
9022 19 000 0	エックス線を使用するその他の機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含む
9022 21 000 0	アルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線を使用する機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含み、医療用、外科用、歯科用および獣医用としての使用に供するもの
9022 29 000 0	アルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線を使用する機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含み、その他の用途に供す

るもの

9022 30 000 0	エックス線管
9022 90 000 0	エックス線、アルファ線、ベータ線、ガンマ線またはその他の放射線を使用する機器であって、レントゲン撮影用または放射線療法用のものを含み、医療用、外科用、歯科用または獣医用としての使用に供するものであるかないかを問わず、エックス管およびその他のエックス線の発生機、高電圧発生機、制御盤、スクリーン、ならびに検査用または処置用の机、椅子およびこれらに類する商品を含み、さらに、部分品および付属品をも含むもの
9026 10	液体の流量または液位の測定用または検査用の機器
9027 10	ガスまたは煙の分析機器
9027 20 000 0	クロマトグラフおよび電気泳動装置
9027 30 000 0	分光計、分光光度計および分光写真器であって、光線（紫外線、可視光線、赤外線）の作用を利用するもの
9027 50 000 0	光線（紫外線、可視光線、赤外線）の作用を利用するその他の機器
9027 81 000 0	質量分析計
9027 89 000 0	物理分析用または化学分析用の機器（たとえば、偏光計、屈折計、分光計、ガスまたは煙の分析機器）； 粘度、多孔度、膨張、表面張力およびこれらに類する性質の測定用または検査用の機器； 熱、音または光の量の測定用または検査用の機器（露出計を含む）であって、その他のもの
9030 10 000 0	電離放射線の測定用または検出用の機器」；

h) 以下の内容の附属書 6 を追加する：